

船橋市監査委員告示第7号

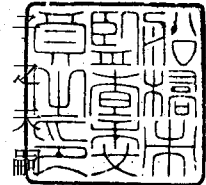
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年6月2日

船橋市監査委員

同
同
同

栗 林 紀
齋 藤 弘
浦 田 秀
松 橋 浩



監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 社会福祉法人八千代美香会 施設名 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑 船橋市朋松苑デイサービスセンター 部局課名 高齢者福祉部高齢者福祉課	令和7年2月7日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔指摘事項〕 （指定管理者所管課） 利用料承認手続きの漏れ 船橋市特別養護老人ホームにおける入居者の食費及び居住費について、船橋市特別養護老人ホーム条例第11条では、「指定管理者が市長の承認を得て定めた額」とされているが、承認手続きが漏れていた。 指定管理者に確認したところ、食費及び居住費の額の設定について、指定管理者と利用者との利用契約上の同意に基づき扱われるものという意識が働いていたとのことであった。 所管部署に確認したところ、金額について把握はしていたが、条例に基づく承認についての認識はなかったとのことであった。 今後は条例に基づき適正に事務を執行されたい。	指定管理者が運営規程や重要事項説明書の記載内容の変更を行う際は、必ず事前に高齢者福祉課と協議を行うこととし、高齢者福祉課が指導監査課に変更届を提出する。 また、指定管理者選定時に条例や協定申請を得るための書式等を作成しているため、利用料を変更する際の承認申請の書式を作成する。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 ふなスポ活き生きパーク パートナースグループ 施設名 船橋市運動公園・法典公園 部局課名 都市整備部公園緑地課	令和7年2月27日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔指摘事項〕 (指定管理者所管課) 利用料承認手続きの漏れ 令和3年4月1日に導入された船橋市運動公園におけるトレーニング室の1回券及び回数券について、当該利用料の承認手続きが漏れていた。 船橋市都市公園条例第24条では、当該利用料は指定管理者が市長の承認を得て定めるとされている。 所管部署に確認したところ、当該利用料を指定管理者の自主事業収入と認識していたことから、承認手続きが漏れてしまったとのことであった。 今後は条例に基づき適正に事務を執行されたい。	トレーニング室の1回券及び回数券の収入に関しては、利用料にあたるため、本来であれば船橋市都市公園条例第24条に基づき承認手続きを行うべきだったが、当該収入について指定管理者の自主事業収入と認識してしまい、承認手続きがもれていた。 本監査での指摘を受け、船橋市運動公園及び法典公園指定管理者である「ふなスポ活き生きパーク パートナースグループ」より当該利用料の承認についての申請があり、承認した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 ふなスポ活き生きパーク パートナーズグループ 施設名 船橋市運動公園・法典公園 部局課名 都市整備部公園緑地課	令和7年2月27日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔要望事項〕 (指定管理者所管課) 屋外喫煙所の受動喫煙防止 令和5年5月21日に船橋市運動公園の陸上競技場の利用者から、子供たちが大会のウォーミングアップ等で陸上競技場や野球場の周囲を走っているが、野球場付近の屋外に喫煙所が設置されているため、受動喫煙が避けられないとの苦情を受けていた。 現場にて確認したところ、屋外の喫煙所から利用者の動線まで一定の距離は確保されていたが、喫煙所から人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ない等の対策が取られていなかった。 運動公園においては、年間を通じて子供を対象とした市民大会等が数多く開催されていることから、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙の防止に必要な環境の整備に努められるよう要望する。	滞在時間が長く、多数の来園者が見込まれる当公園については、喫煙場所を指定し、利用者の動線からは一定の距離を保った位置に配置することで、分煙対策を講じていた。また、喫煙所には、利用者に対して喫煙場所と分かるよう立て看板を設置していた。 本監査での要望を受け、事業者立ち合いのもと現場調査等を実施し、当該喫煙所を移設した。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 ふなスポ活き生きパーク パートナーズグループ 施設名 船橋市運動公園・法典公園 部局課名 生涯学習部生涯スポーツ課	令和7年3月25日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔指摘事項〕 (指定管理者所管課) 収納事務の委託契約締結の漏れ 船橋市運動公園及び法典公園の公園内行為許可にかかる使用料について、指定管理者に収納させていたが、収納事務の委託契約の締結が漏れていた。 地方自治法第243条及び地方自治法施行令第158条第1項の規定により、収納事務を委託した場合を除き、私人に収納事務を行わせることはできないとされている。 所管部署に確認したところ、指定管理者と締結している別の収納事務の委託契約に含まれているものと誤認していたとのことであった。 今後は契約内容を十分確認したうえで、法令に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。	船橋市運動公園及び法典公園の公園内行為許可にかかる使用料について、これまで通り当課にて公園内行為許可申請者から申請書を受理し、申請者へ許可書を発行する。 収納事務については、運動公園及び法典公園の窓口にて行っていたが、当課が納付書を発行し申請者が収納するという収納事務へ改めた。

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
団体名 ふなスポ活き生きパーク パートナーズグループ 施設名 船橋市運動公園・法典公園 部局課名 生涯学習部生涯スポーツ課	令和7年3月25日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
指定管理者監査 〔指摘事項〕 (指定管理者所管課) 第三者委託承諾手続きの漏れ 船橋市運動公園及び法典公園管理業務のうち第三者委託している運動公園プール開催時の駐車場警備業務について、第三者委託を承諾する手続きが漏れていた。 船橋市運動公園及び法典公園の管理に関する基本協定書第22条第3項では、指定管理者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときには、あらかじめ、市長の承諾を得なければならないとされている。 所管部署に確認したところ、当該業務については、指定管理者から提出された第三者委託承諾申請書に記載されているとの思い込みにより、承諾手続きが漏れてしまったとのことであった。 今後は指定管理者と市の双方で十分に確認を行い、適正に事務を執行されたい。	指定管理者に対し、第三者委託の承諾申請を行っていない業務を再度確認のうえ、申請書を提出するよう指示したところ、修正された申請書が速やかに提出された。当課でも船橋市運動公園及び法典公園業務仕様書を確認のうえ承諾した。 再発防止策として、毎月実施している定例会の際に第三者委託の有無を指定管理者より報告を受ける形とし、再発防止を行う。